

1. 増殖対象水産動植物の種類

アオリイカ、ハタ科、フエフキダイ科、ブダイ科、ベラ科、フエダイ科、アイゴ科

2. 対象水産動植物の増殖方法

- (1) 採捕禁止によって産卵量の増加及び稚仔魚歩留まりの向上を図る。
- (2) 仔稚魚の加入量に関するモニタリングにより卓越年級群を把握する等して、その情報提供によって地元の資源管理策を充実させることで、資源の増殖を図る。

3. 増殖等施設の概要

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所の施設を利用する。

4. 採捕を制限又は禁止する水産動植物の種類

当該保護水面区域のすべての水産動植物

5. 採捕を制限又は禁止の内容

- (1) 制限又は禁止期間

周年

- (2) 周年制限又は禁止の内容

すべての水産動植物の採捕を禁止とする。ただし、漁業法又は沖縄県漁業調整規則に基づき沖縄県知事の許可を受けたものが行う調査研究等のための当該保護水産動植物の採捕については、この限りではない。

6. 保護水面の面積又は流程

面積 68万m<sup>2</sup>

7. 直接管理責任者、監視員

直接管理者 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長

監視員 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所職員

その他沖縄県知事が委託する者

8. 調査担当機関

調査担当機関 沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

9. 管理の具体的内容

- (1) 管理方法

沖縄県漁業調整規則により保護水面区域における水産動植物の採捕を制限又は禁止するとともに、標柱及び制札を主要力所に設置して一般住民及び漁業者を啓蒙指導する。また、監視員による巡回により密業を防止する。

(2) 監視員の配置の内容

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所の職員及び必要に応じて知事が委託するものが監視を行う。

(3) 補償計画

なし

(4) 調査計画

(イ) 保護水面区域の生物相を可能な限り、定量的、時期的に明らかにする。

(ロ) 水温、塩分、PH、DO等の必要な環境調査を実施する。